

調査票の記入方法について

1 調査票の記載について

調査票の作成に当たっては、次の事項について御注意ください。

- ・数字は全て算用数字（1、2、3・・・）を用いて記入してください。
- ・記入する数値の単位は、次のとおりです。
 - ①日 数：「日」単位で記入してください。
 - ②時間数：「時間」単位で記入してください。
(時間数は小数点以下第1位まで記入してください。)
 - ③金 額：全て「1円」単位で記入してください。

2 「工事名」等

- ・「工事名」は、調査票にその従事者の状況を記載する工事として抽出した工事名を記入してください。
- ・「工事受注者名」は、「工事名」に記載した工事の元請企業名（共同企業体施工の場合は、共同企業体名）を記入してください。
- ・「貴社の元請・下請等の状況」は、「工事名」に記載した工事について、該当する番号を記入してください。

3 調査事項

【週休2日制への取組】

- ・現在の取組状況について、該当する番号を記入してください。

【法定外労災保険の加入状況】

- ・労働基準監督署が取り扱う法定の労災保険のほかに、任意の法定外労災保険に加入している場合、該当する番号を記入してください。

【労働者賃金】

- ・調査の対象となる労働者は、調査対象工事に従事した元請業者及びその下請業者（警備会社を含む。）の労働者であって、調査対象工事の工期中のうち、令和7年4月1日から同年8月31日の間に1日以上従事し、国の「公共工事設計労務単価」に定められている調査対象職種（51職種）に該当する方です。次に示す方は、調査対象となりません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・調査対象職種（51職種）に該当しない労働者・賃金を経費（材料費、機械経費、燃料代など）込みで受け取っている労働者・現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者等）・事務員、給食担当者等の工事に直接携わらない労働者・オペレータ付きクレーンリースの運転手 |
|---|

(1)「番号」の欄

調査対象となる労働者数に応じて、適宜行を追加してください。

(2)「職種番号」の欄

対象の職種一覧（51職種）から個々の労働者が主に従事した作業内容により判断して該当する職種の番号を記入してください。

51職種の作業内容等については、別表のとおりです。

対象の職種一覧（51職種）

番号	職種名	番号	職種名	番号	職種名
1	特殊作業員	18	さく岩工	35	左官
2	普通作業員	19	トンネル特殊工	36	配管工
3	軽作業員	20	トンネル作業員	37	はつり工
4	造園工	21	トンネル世話役	38	防水工
5	法面工	22	橋りょう特殊工	39	板金工
6	とび工	23	橋りょう塗装工	40	タイル工
7	石工	24	橋りょう世話役	41	サッシ工
8	ブロック工	25	土木一般世話役	42	屋根ふき工
9	電工	26	高級船員	43	内装工
10	鉄筋工	27	普通船員	44	ガラス工
11	鉄骨工	28	潜水士	45	建具工
12	塗装工	29	潜水連絡員	46	ダクト工
13	溶接工	30	潜水送気員	47	保温工
14	運転手（特殊）	31	山林砂防工	48	建築ブロック工
15	運転手（一般）	32	軌道工	49	設備機械工
16	潜かん工	33	型わく工	50	交通誘導員A
17	潜かん世話役	34	大工	51	交通誘導員B

(3)「見習い・手元等」の欄

労働者が、見習い工・手元等その他年金の受給等の理由により賃金を調整している場合は、プルダウンで「○」を選択してください。

(4)「外国人実習生・研修生」の欄

労働者が、外国人実習生・研修生の場合は、プルダウンで「○」を選択してください。

(5)「年齢」、「性別」の各欄

年齢は、令和7年4月1日現在の満年齢を記入してください。性別は、「男性」、「女性」、若しくは回答しない場合などは「他」、のいずれかを選択してください。

(6)「経験年数」の欄

経験年数は、「職種番号」に記入した職種に関する経験年数を記入してください。算出に当たり、端数（月数）は切り捨てとし、経験年数が1年未満の場合は「0」と記入してください。

(7)「就業形態」の欄

次の区分に応じて該当する番号をプルダウンで選択してください。

番号	就業形態	
1	常雇	1か月を超えて雇用される者及び1か月以内の雇用で調査月前の2か月にそれぞれ18日以上雇用された者であって、建設現場で働く者
2	日雇	常雇以外の者のうち、建設現場で働く者

(8)「賃金形態」の欄

次の区分に応じて該当する番号をプルダウンで選択してください。

番号	
1	月給制
2	日給制（日給月給制及び時間給制を含む）
3	日給制と出来高給制の併用
4	出来高給制

(9)「賃金計算月」の欄

各労働者について、令和7年4月1日から令和7年8月31日までの間で、調査対象工事に従事した任意の1か月について抽出して記入してください。

(10)「労働賃金単価 1日（8時間）当たり」の欄

旭川市が計算しますので、記入不要です。

なお、参考ですが次の計算を行います。

・月給制の場合

$(\text{基本給} + \text{基準内手当}) \times 8 \text{時間} / \text{所定内労働時間数}$
 $+ \text{臨時の賃金の年額} / \text{年間労働日数} + \text{実物給与} / \text{所定内労働日数}$

・日給制の場合

$(\text{基本給} + \text{基準内手当}) \times 8 \text{時間} / \text{所定内労働時間数}$
 $+ \text{臨時の賃金の年額} / \text{年間労働日数} + \text{実物給与} / \text{所定内労働日数}$

・「賃金計算期間」内 日給制と出来高給制を併用していた場合

$(\text{基本給} + \text{出来高給} + \text{基準内手当}) \times 8 \text{時間} / \text{所定内労働時間数}$
 $+ \text{臨時の賃金の年額} / \text{年間労働日数} + \text{実物給与} / \text{所定内労働日数}$

・出来高給制の場合

$(\text{出来高給} + \text{基準内手当}) \times 8 \text{時間} / \text{所定内労働時間数}$
 $+ \text{臨時の賃金の年額} / \text{年間労働日数} + \text{実物給与} / \text{所定内労働日数}$

(11)「所定内労働日数」の欄

各労働者の賃金支払形態に応じ、下表に従って調査の対象となる「賃金計算月」内の該当する所定労働日数を計算し記入してください。

賃金支払形態	記入する所定内労働日数
日給制（日給月給制又は時間給制を含む。）又は出来高給制の労働者	会社が定めている所定労働日のうち、実際に働いた日数（1日の所定労働時間を完全に休暇（有給休暇）とした日は除きます。所定労働時間の一部しか働いていない労働日は1日として計算してください。）
月給制の労働者	会社が定めている所定労働日の日数から、1日の所定労働時間を完全に休暇とした有給休暇日を除いた日数

(12)「所定内労働時間数」の欄

労働者の賃金形態に応じ調査対象の「賃金計算月」における所定内労働（実際の労働時間数）を計算して記入してください。この場合、時間外の労働時間数、休日に労働した時間数は除いて記入してください。

なお、記入に当たっては、合計した時間の端数について、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで記入してください。

（例：120時間15分→120.3、

135時間30分→135.5、

160時間45分→160.8）

賃金支払形態	記入する所定内労働日数
日給制（日給月給制又は時間給制を含む。）又は出来高給制の労働者	会社が定めている所定労働日における所定労働時間（始業時間から終業時間までの時間から、休憩時間を除いた時間）のうち、実際に働いた時間（有給休暇時間及び遅刻、早退等の時間を除く。）の合計
月給制の労働者	会社が定めている所定労働日における所定労働時間（始業時間から終業時間までの時間から、休憩時間を除いた時間）の合計から、有給休暇時間の合計を除いた時間。

(13)「基本日額」の欄

各労働者の賃金支払形態に応じ、調査対象となる「賃金計算月」内の賃金の日額を記入するか、「0」を記入して下さい。

賃金支払形態	記入する賃金の額（基本日額）等
日給制（日給月給制又は時間給制を含む。）の労働者	会社が定めている所定労働日の所定労働時間の労働に対して支払った、1日当たりの基本賃金（定額）
調査の対象となる「賃金計算月」内に日給制と出来高給制を併用していた労働者	日給制、時間給制で労働する場合について、会社が定めている通常の所定労働時間の労働に対して支払った、1日あたりの基本賃金（定額）
出来高給制又は月給制の労働者	「0」を記入する。

(14)「基本給」及び「出来高給」の欄

各労働者の賃金支払形態に応じ、調査対象となる「賃金計算月」内の賃金の月額を計算し記入してください。該当しない場合や支給がない場合は、「0」を記入してください。

賃金支払形態	賃金欄の別	記入する賃金の額
日給制（日給月給制又は時間給制を含む）の労働者	基本給	「所定内労働時間数」欄に記入した時間数について賃金計算月内に支払った「基本日額」及び有給休暇手当の合計
	出来高給	「0」を記入
出来高給制の労働者	基本給	「0」を記入
	出来高給	「所定内労働時間数」欄に記入した時間数について賃金計算月内に支払った「出来高給」
「賃金計算月」内日給制と出来高給制を併用していた労働者	基本給	「所定内労働時間数」欄に記入した時間数のうち、日給制で整理した時間数について賃金計算月内に支払った「基本日額」及び有給休暇手当の合計
	出来高給	「所定内労働時間数」欄に記入した時間数について賃金計算月内に支払った「出来高給」及び有給休暇手当の合計
月給制の労働者	基本給	会社が定めている所定労働日の所定労働時間の労働について支払った、月額の「基本給（定額）」※欠勤、悪天候等による不就労のため減額された場合は、減額された後の金額を記入してください。
	出来高給	「0」を記入する。

(15)「基準内手当」の欄

調査対象となる「賃金計算月」内の手当の月額を計算して記入してください。

支給がない場合は、「0」を記入してください。

時間外手当は含めないでください。

手当の種類	手当の内容
現場手当	現場作業に対して支給される手当
技能手当	作業の習熟度・能力に応じて支給される手当
役付け手当	管理職手当
資格手当	分類した職種の作業を行うのに必要な資格に対する手当
	分類した職種の作業を行うのに必要でない資格であるが、資格が必要な業務を行った場合に、その業務量に関係なく一定額支給される手当
運転手当	分類した職種の業務を行うのに必要な車両、機械等の運転・操作に対して支給される手当

	分類した職種の業務を行うのに必要でない車両、機械等の運転・操作を行った場合に、その業務量に関係なく一定額支給される手当
精勤手当	1 か月以内の所定労働時間内の勤務成績の査定等により支給される手当
家族手当	扶養している家族のある労働者に支給される手当
通勤手当	労働者の住居から、会社または現場までの交通機関の実費に応じて支給される手当
住宅手当	労働者が居住している住居（借家、持ち家）に対して支給される手当
単身赴任手当	単身赴任期間中に継続して支給される手当
都市手当	一般に賃金水準の高い都市部での就労に対して支給される手当
へき地手当	へき地での就労期間中に継続して支給される手当
所得税等補助手当	法令により労働者が負担すべき所得税等（雇用保険料、健康保険料、厚生年金保険料等を含む）に対する補助として支給される手当
不就労時の手当	悪天候等の不可抗力による休業に対する手当

（１６）「臨時の賃金（賞与等）の年額」の欄

調査の対象となる「賃金計算月」を含む過去１年間（例えば７月分の賃金を調査対象月とする場合は、令和６年８月分から令和７年７月分まで）に含まれる「臨時の給与」の総額（年額）を記入してください。

該当がない場合は、「０」を記入してください。

（１７）「年間労働日数」の欄

（１６）の「臨時の賃金（賞与等）の年額」に対応する過去１年間の所定内労働日数の合計を記入してください。

調査の対象となる「賃金計算月」を含む過去１年間に臨時の給与がなかった労働者については、年間労働日数を記入する必要はありませんので、該当欄に「０」を記入してください。

（１８）「実物給与」の欄

調査の対象となる「賃金計算月」内に支給した実物給与（通勤用定期券・回数券、食事の支給、住宅の貸与等、通貨以外の物で賃金として支給した物）の賃金とみなされる額を計算して記入してください。該当がない場合は、「０」を記入してください。

実物給与の種類	賃金とみなされる額
通勤用定期券・回数券を通勤手当の代替として支給	支給物の購入に実際にかかった費用の額（１か月を超える期間（３か月、６か月等）毎に支給している場合は、１か月あたりの額を記入してください。）
食事代の支給（食事代を徴収しなかった場合）	食事の支給に実際にかかった費用の額
食事代の支給（食事代を徴収した場合）	食事の支給に実際にかかった費用の３分の１の額から徴収した代金を除いた額

住宅の賞与	住宅の賞与に実際にかかった費用の3分の1の額から徴収した代金を除いた額（マイナスとなる場合は、対象外です。）
-------	--

(19)「時間外手当」の欄

調査対象となる「賃金計算月」内の時間外手当の月額を計算して記入してください。
支給がない場合は、「0」を記入してください。

4 注意事項

- (1)「基本給」、「出来高給」、「基準内手当」、「臨時の賃金（賞与等）の年額」、「実物給与」及び「時間外手当」は、社会保険料や税金等を控除する前のものを記入してください。
- (2) 賃金計算月の1か月分として支払われる賃金に調査対象工事として抽出した工事以外の工事に就労した部分がある場合はその部分を含めた額を記入してください。（あえて調査対象工事として抽出した工事の賃金等の額を抜き出す必要はありません。）
- (3) 本調査は、旭川市における公契約の基本を定める条例の制定後の状況を調査するもので、各企業の賃金・時間管理について指導するためのものではありません。
- (4) ご提出いただいた調査票について、記載内容（金額、労働日数等）等に関し市から直接電話等により問い合わせをする場合がありますので、その際はご協力いただきますようお願いします。
- (5) 労働者賃金等の動向について把握するため、訪問してお話を伺う場合がありますのでご協力をお願いします。